同　意　書

香川県知事　殿

私は、将来医師として香川県内で地域医療に従事する意思があり、香川大学医学部医学科に地域枠として入学した場合は、下記の事項に同意します。

記

１　香川県医学生修学資金貸付制度（以下「本制度」と言う）の目的を十分に理解したうえで、在学中６年間修学資金の貸付を受けること。

２　大学卒業後は、次の従事要件に従って、医師として業務に従事すること。

＜従事要件＞

貸付期間の１．５倍に相当する期間（以下「義務年限期間」と言う）中、県内で初期臨床研修を修了するとともに、知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」と言う）で従事すること。

指定医療機関で従事するにあたっては、次の条件を遵守すること。

①　義務年限期間のうち、初期臨床研修を除いた期間の２分の１以上の期間は、高松圏域以外の指定医療機関で従事すること。

②　高松圏域以外の指定医療機関で従事する期間のうち、２年以上は、医師が特に不足している等の事情により香川県が重点的に医師を配置することとしている医療機関で従事すること。

なお、初期臨床研修は、医師免許取得後、直ちに開始すること。

３　義務年限期間を満了するまでの間に、本制度に定められた従事要件を満たせなくなったものとして、本制度からの離脱が認められるのは次の場合に限られること。

＜本制度からの離脱が認められる場合＞

① 退学したとき

② 大学在学中または卒業後、死亡したとき

③ 国家試験不合格等により医師になることを諦めたとき

④ 心身の故障により医師として業務に従事することができなくなった場合、その他の事情により本県で就業することが特に困難であり、離脱がやむを得ないと知事が認める場合

4　前記のうち、特に④の理由による離脱の場合は、本県で就業することが特に困難であるとする理由を関係者に誠意を持って説明するとともに、離脱回避に向けた香川県との話し合いに真摯に対応すること。

5　香川県との話し合いに真摯に対応しない場合、また、話し合いを行っても香川県が離脱に同意をすることができなかった場合には、香川県から厚生労働省及び一般社団法人日本専門医機構に不同意離脱者として報告を行う場合があること。
※一般社団法人日本専門医機構が行う専門研修において、不同意離脱者には原則として専門医の認定が行われないこととされている。

6　その他の事項については「香川県医学生修学資金貸付制度のしおり」の記載に従うこと。

以上

令和　　年　　月　　日

（志願者本人）

住　所　：

氏　名　：

（保護者又は法定代理人）

住　所　：

氏　名　：